

◇番号	201606									
◇研究機関名	科学技術振興機構									
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b>  国立大学法人東京工業大学の中間報告(平成 25 年 10 月)により不正使用(預け金)が発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b>  東京工業大学調査結果報告書(平成 27 年 3 月)において機構の委託研究費に不正使用があったことを確認。その後、新たな不正の事実(機構の直執行費においても委託研究費と同様の不正の疑い等)が判明した。</p>									
◇調査	<p><b>【調査体制】</b>  調査委員会(機構内委員 6 名、外部有識者 2 名)を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成 28 年 5 月～平成 29 年 3 月</li> <li>・調査対象  研究領域:「医療に向けた化学・生物系分子を利用したバイオ素子・システムの創製」  研究課題:「生体分子間相互作用を連続的に検出するための多機能型水晶発振子マルチセンサの設計と開発」  研究代表者: A 元教授  研究期間: 平成 13 年 10 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日  調査対象年度: 平成 15 年度～18 年度</li> <li>・調査方法  当該取引企業の関係証拠書類と機構保有資料等を突き合わせるにより実施。  また、取引関係者への聞き取りにより、取引内容、不正使用の有無、不正使用額の確認を行った。</li> </ul>									
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b>  預け金、品名替え</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b>  A 元教授は、機構直執行研究費のうち 200 万円以下の消耗品費について、B 社及び C 社と共謀し、機構に対して架空請求や品名替えにより合計 9,586,261 円の預け金を不正に計上させた。  その手口は架空の請求書や納品書等を B 社及び C 社に指示して作成させ、機構に対してそれらが納品されたことを装うために検収印が押印された納品書を提出し、機構を誤信させた。預け金の一部は現金で還流を受けるなどして私的に流用していた。</p> <p>・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途(私的流用の有無)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td> <td>9,586,261 円</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,586,261 円</td> <td>1 人(実人数※)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	戦略的創造研究推進事業	9,586,261 円	1 人	計	9,586,261 円	1 人(実人数※)
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数								
戦略的創造研究推進事業	9,586,261 円	1 人								
計	9,586,261 円	1 人(実人数※)								

	<p>(私的流用の有無) 預け金の一部を現金で環流を受けるなど私的に流用していた。</p> <p>・不正に支出された機構研究費の額</p> <table border="1" data-bbox="509 383 1248 546"> <thead> <tr> <th>取引先企業</th> <th>金額(円)</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B社</td> <td>8,427,566円</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>1,158,695円</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,586,261円</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)上記のほか、東京工業大学の調査により、機構が東京工業大学に研究委託した委託研究費の執行において19,428,333円の不正使用(預け金及び架空雇用)が確認されている。</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b> 消耗品の架空請求等により預け金を設けていたことから、「不正使用」と判断した。</p>	取引先企業	金額(円)	件数	B社	8,427,566円	14件	C社	1,158,695円	4件	計	9,586,261円	18件
取引先企業	金額(円)	件数											
B社	8,427,566円	14件											
C社	1,158,695円	4件											
計	9,586,261円	18件											
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) A元教授が、預け金作出の意図を持って架空請求または品名替を行い、B社及びC社もこれに加担した。当時は研究者に納品確認を委ねる仕組みであり、また研究事務所は、研究実施場所と離れていた上、複数のプロジェクトを担当していたため、チェック機能が不十分であった。</li> <li>2) A元教授及び取引先企業は、公的研究費を正しく執行するという責任感や倫理観が著しく欠如していた。</li> <li>3) 研究チーム事務員が、事務のサポート及びチェックを担っていたにもかかわらず、研究代表者に加担して不正を行った。</li> </ol> <p><b>【再発防止策】</b> 現在は制度の改正に伴い、直執行を廃止し研究機関での執行(委託研究)に移行している。また、機構内でのコンプライアンス意識の再徹底の一環として、不正事例及び対応について機構の他の事業への周知徹底と注意喚起を行う。</p>												
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<p><b>【処分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先企業に対して、不正使用額に加え遅延損害金の合計金額の返還を求めた。</li> <li>・A元教授に対して研究費申請資格を平成29年度から5年間停止した。</li> <li>・取引先企業のうち解散した企業を除く1社に対して6ヶ月間の取引停止とした。</li> </ul> <p>注)上記のほか、大学に対して、機構が大学に研究委託した委託研究費における不正使用額、間接経費および遅延損害金の合計金額の返還を求めた。</p> <p><b>【本件の公表状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月31日(金) 機構ホームページに処分内容を公表。</li> </ul>												